難しい話はしません お気軽にどうぞ

## <u>法務局から</u> 「遺言書」の出張説明できます

- ・なぜ遺言書が必要だと言われているの?
- ・遺言書を書いてみたいけど、どうすればいいの?
- ・ 自筆証書遺言書保管制度ってどんな制度なの?
- ・遺言書の保管申請はどうすればいいの?

法務局で、自筆証書遺言書の保管ができるようになりました。

法務局で保管をすると、自筆証書遺言書のメリットはそのままに、 安全・安心がプラスされます。

「この制度の良いところ」や「申請手続」などについて、 分かりやすく説明します。費用は無料です。

## 【対象者】

5名以上の町内会、敬老会、市民グループなど

【日時・会場】

平日の午前 | 0時から午後3時まで

## 【問い合わせ先】

名古屋法務局豊橋支局総務課(担当 溝口・甲把) ™(0532)54-9278 → 音声案内3 希望日の I 5日前までに、お問い合わせください。